

学校感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）の自宅療養について（解説）

報告は、入力フォーム https://req.qubo.jp/u_shizuoka/form/iXJMMv18

学生は学生室 054-264-5009 教職員は総務室 054-264-5102

相談は、健康支援センターへ 医務室 054-264-5117 健康増進室 054-264-5200

必ず『健康観察表』を記入し、登校・出勤時に健康支援センター（医務室・健康増進室）提出し健康確認を受ける

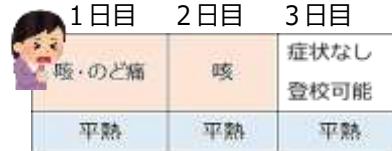
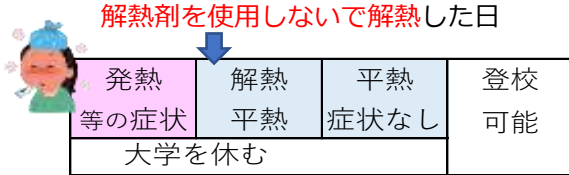


1.発熱等の風邪症状（のどの痛み、咳など）がある場合

『健康観察表』をつける かかりつけに受診する

『発熱等の症状がみられる場合』 症状が軽快した後1日を経過するまで、大学を休みましょう。

（解熱剤・総合感冒薬を使用せずに平熱が2日間続くまで）



症状があつてなおかつコロナ感染者と濃厚接触があつた場合、必ず休み受診する

※検査で陰性だった場合も、感染症の疑いとして出席停止の扱いとなります。その際、報告フォームへの入力と健康観察表が必要です。

2.インフルエンザにり患した場合

◎インフルエンザ、インフルエンザ疑いと診断 及び タミフル・リレンザ・イナビル・ゾフルーザ・ラビアクタ等の処方を受けた場合は、発症した日を0日、その後5日間（計6日間）かつ、解熱剤を内服しないで解熱した日を含め3日間平熱が続くまで出席停止（外出禁止）

（注）解熱とは解熱剤を使用せずに平熱であること
解熱剤の服用が朝のみで、夜平熱の場合はその日を解熱日とする

	発症日0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
出席停止								
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
出席停止								
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
出席停止								

※抗インフルエンザ薬は症状軽快後も使用すること

※医師の指示が6日以上の場合その指示に従うこと

※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診

3.新型コロナウイルス感染症にり患した場合

	発症日0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
例1	発熱等の症状	解熱	解熱後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	症状なし			
出席停止							マスク着用等 感染対策を継続				
例2	発熱等の症状	発熱等の症状	発熱等の症状	解熱	解熱後1日目	発症後5日目	登校可能	症状なし			
出席停止							マスク着用等 感染対策を継続				
例3	発熱等の症状	発熱等の症状	発熱等の症状	発熱等の症状	解熱	解熱後1日目	登校可能	症状なし			
出席停止							マスク着用等 感染対策を継続				
例4	発熱等の症状	発熱等の症状	発熱等の症状	発熱等の症状	解熱	解熱後1日目	咳など	登校可能	症状なし		
出席停止							マスク着用等 感染対策を継続				

自分で健康観察・感染対策を続ける<10日間>

新型コロナウイルス罹患者への対応

- * 「発症した日を0日、その後5日間（計6日間）、かつ、症状が軽快した後1日を経過」するまで出席停止
症状が軽快とは、総合感冒薬・解熱剤を使用せずに解熱し呼吸器症状がない場合とする。（インフルエンザ（注）参照）
- * 無症状の場合は、検査陽性日を0日、その後5日間（計6日間）出席停止
- * 10日間が経過するまで、感染リスクが残存することから、マスクの着用等の感染予防行動の徹底を必須とする
 - ・授業等で1m離れ会話は控える、食事は黙食し1人で摂る（人とマスクありで1m、マスクなしでは2m間隔をあける）
 - ・課外活動には参加しないこと・学外においても会食をしないこと
 - ・手洗い・手指の消毒（マスクや顔を触った場合は必ず）を行うこと